

必要な福祉用具貸与の品目について厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果が、直近の認定調査結果を用いて該当することが確認できた



貸与の例外給付可能
「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」を山都町に提出

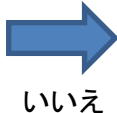


次のいずれかに該当するか

I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく日によって又は時間帯によって頻繁に「第94号告示第31号のイ」に該当する者

II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「第94号告示第31号のイ」に至ることが確実に見込まれる者

III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状等の重篤化の回避等医学的判断から「第94号告示第31号のイ」に該当すると判断できる者



貸与の例外給付不可



山都町へ届出書等を提出する

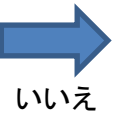
○軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書

○I～IIIまでのいずれかに該当する旨が医師による医学的な所見に基づいて判断されていることがわかるもの

※主治医意見書、主治医照会票 など



山都町で協議後、通知によって貸与の例外給付が認められたか



貸与の例外給付不可
または
提出書類を修正後再提出



貸与の例外給付可能